

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年5月1日～令和11年4月30日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得を促進する。

<対策>

- 令和6年5月～ 法に基づく諸制度の調査・情報収集
- 令和6年6月～ 育児休業に関する資料を作成し従業員に周知するとともに、相談窓口を設置し制度利用に関して積極的に対応していく。